

第4次旭川市障がい者計画

令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）

令和3年（2021年）3月

旭川市

はじめに

本市では、障がいのある方の施策に関する基本的な方向を示す旭川市障害者計画を平成9年に、第2次旭川市障害者計画を平成18年に、第3次旭川市障がい者計画を平成28年に策定し、各種施策の推進に取り組んでまいりました。

第3次計画の期間内には、主な法令の動向として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「児童福祉法」、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「発達障害者支援法」の改正がありました。

また、令和2年からは新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止のための「新しい生活様式」の実践など、障がいのある方を取り巻く環境は引き続き変化してきております。

これらの状況を踏まえ、このたび策定した第4次旭川市障がい者計画は、今後も予想される制度変更に柔軟に対応するため、第3次計画と同様に計画期間を5年間としております。

計画の基本理念は、「障がいのある人もない人も、その人らしく活躍し、互いに尊重し合いながら安全・安心に暮らすことのできるまちづくり」であります。この理念に基づき、「お互いがその人らしさを尊重し合う地域社会の推進」、「その人らしく暮らすための支援体制の充実」、「いきいきと暮らすための自立と活躍の促進」、「安全・安心な暮らしができるバリアフリー社会の実現」を目指した取組を進めてまいります。

目標の実現に向けては、関係機関・団体をはじめ、多様な地域福祉の担い手の方々と連携・協力していくことが、障がいのある方の多様なニーズに対応していく方策と考えておりますので、今後とも関係者の皆様のより一層の御支援をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、多くの貴重な御意見や御提言をいただきました旭川市障害者計画等策定部会の委員の皆様をはじめ、障がい者関係団体の皆様及びアンケート調査等に御協力いただいた市民の皆様に心から感謝を申し上げます。



令和3年（2021年）3月

旭川市長 西川 将人

目 次

第1章 総論

I 基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	2
3 計画の目標	3
4 計画の期間	4
5 計画における対象者	4
6 計画の性格及び位置付け	5
7 計画の体系図	6
II 旭川市における障がいのある人の状況	7
1 身体障がいのある人の状況	7
2 知的障がいのある人の状況	10
3 精神障がいのある人の状況	12
4 難病患者の状況	15
5 発達障がいのある人の状況	24

第2章 各論

第1節 お互いがその人らしさを尊重し合う地域社会の推進	26
I 理解	26
1 障がいのある人への理解の促進	26
II 差別の解消・権利擁護	30
1 障がいを理由とする差別の解消の推進	30
2 権利擁護の推進	33
3 地域福祉活動の推進	35
第2節 その人らしく暮らすための支援体制の充実	
I 生活支援	37
1 相談支援体制の整備	37
2 サービスの質と量の充実	38
3 障がい特性に配慮した支援	39
4 生活安定施策の推進	40
II 保健・医療	43
1 障がいの原因となる疾病等の予防・治療	43
2 保健・医療の充実等	44

3	精神保健・医療の提供等	46
第3節	いきいきと暮らすための自立と活躍の促進	49
I	教育・育成	49
1	障がい児支援の充実	49
2	学校教育の充実	50
II	雇用・就労支援	54
1	障がい者雇用・就労の促進	54
2	福祉的就労の底上げ	60
III	社会参加・活躍	62
1	障がい者スポーツの振興	62
2	文化活動の振興	64
第4節	安全・安心な暮らしができるバリアフリー社会の実現	66
I	生活環境	66
1	住環境の整備	66
2	障がい者に配慮したまちづくりの推進	68
3	防災・防犯対策の推進	71
II	情報・コミュニケーション	76
1	情報提供の充実	76
2	意思疎通支援の充実	77

第3章 計画の推進

I	各主体の役割	80
II	全庁的な推進体制の整備	80
III	計画の進行管理及び評価	80
IV	情報の公表	80

参考資料

・	第3次旭川市障がい者計画の進捗状況	82
・	第4次旭川市障がい者計画の策定に関する市民アンケート調査について	102
・	旭川市障害者計画等策定部会設置要綱&同策定部会名簿	104
・	旭川市障がい者計画策定庁内会議設置要綱	107
・	計画の策定経過	109